

令和 3 年 12 月 13 日	資料 2
第 3 回東京都保険者協議会 第 2 回特定健診・特定保健指導特別部会	

令和 3 年度
第 3 回 東京都保険者協議会
協議事項

東京都保険者協議会

目 次

- (1) 令和 4 年度における東京都保険者協議会の取組について（案）・・・・・・・・・・ 1
- (2) 保険者の取組事例の構造化（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 特定健康診査等集合契約（B 契約）における健康診査実施機関による受診者本人
への結果の開示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(1) 令和4年度における東京都保険者協議会の取組について(案)

1 促進月間を活用した広報活動の実施【継続実施】

① 促進月間の設定と協働の広報活動

- ・ 保険者が協働で被保険者等に対する集中した啓発を行うため、東京都保険者協議会として促進月間【禁煙週間（5月下旬～）、健康増進普及月間（9月）、乳がん月間（10月）、糖尿病予防月間（11月）及び後発医薬品使用促進月間（2月）】を設定し、あわせて促進月間に関する啓発資材をホームページに掲載する。
- ・ 啓発資材は、厚労省、東京都等が作成したポスター・リーフレットを活用する。

② 都及び東振協が実施するイベント等（大腸がんウォーク等）への後援及び参加者への啓発実施

※コロナ禍の影響により、イベントが中止した場合には、保険者協議会の取組も中止

2 保険者間の情報共有【継続実施】

① 保険者協議会HPを活用した情報提供

- ・ 各保険者間での取組の情報共有や、保健・医療に関する有益な情報を容易に収集するため、保険者協議会ホームページに構成団体や保健医療関連団体のWebサイトのリンクを張る。
感染症予防、歯の健康等、時期に応じたテーマについて情報提供を行う。

② 保険者向け機関紙への記事掲載

- ・ 東京都国保連合会及び健康保険組合連合会東京連合会の機関紙等に保険者協議会の取組内容の記事掲載を依頼する。

3 研修会の実施【継続実施】

特定保健指導などの保健事業等について、担当者の資質を向上するため、プログラム研修会（初級編、中・上級編、専門職編）、保健事業に関する研修会、データ分析に関する研修会を実施

※コロナ禍の影響により、予算の範囲内で動画配信、ライブ配信など、開催形式を調整

4 保険者の取組事例の構造化【継続実施】

特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防、後発医薬品などの分野における保険者の取組を構造化して横展開

(2) 保険者の取組事例の構造化(案)

1 取組内容(案)

○特定健康診査・特定保健指導の実態に関する調査報告書から見えた課題

保険者共通の課題として、以下が多くみられた。

特定健康診査： 経年未受診者への対策、被扶養者への対策など

特定保健指導： リピーター対策、脱落者対策 など

○令和4年度の取組

保険者共通の課題等に対して、先進的な取組をされている保険者の事例を、各保険者が自保険者に置き換えて活用しやすいよう、アプローチの工夫や体制など、暗黙知となっている部分をヒアリングにより構造化して横展開を行う。

令和4年度予算:約80万円
※適宜、学識経験者の助言を反映

・取組分野

特定健康診査、特定保健指導のほか、多くの保険者で取組を行っている糖尿病性腎症重症化予防、後発医薬品使用促進について実施する。(毎年、6～8保険者)

・対象保険者や構造化内容の検討方法

上記報告書やデータを活用した保健事業の取組事例集(H30)等を参考に、特定健康診査等は保健活動部会で、糖尿病性腎症重症化予防及び後発医薬品使用促進はデータ分析部会で検討する。



2 スケジュール(案)

	令和3年	令和4年				令和5年
	1 2月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
保険者協議会	1 2月 取組案を協議	2月 4年度事業計画議決		7月 検討結果報告	1 2月 構造化結果報告	
取組			対象保険者、構造化内容 検討	ヒアリング、構造化 ※完了後、随時HP掲載	構造化事例とりまとめ	

○構造化とは

保険者が特定健診などの保健事業をどのような方法・実施体制で行うと、実施率向上や健康課題の解決につながるかを明確にする目的で、保険者の健康課題や、健康課題を解決するための方法及び実施体制の工夫を同じ様式に整理し、見える化すること。

保険者によって規模や地域資源、職場環境、健康課題が異なり、効果的な保健事業等も複数あるため、それぞれをパターン化することで、保険者が自地域・自職場に適した取組事例を見つけることができるようにする。



保険者の取組事例の横展開イメージ

①健康課題

③課題解決の目標

②背景

④対象

⑤ アプローチの工夫

⑥体制

ヒアリングにより
構造化

保険者の活用イメージ

各保険者が取組の参考にする。

A被用者保険

B被用者保険

C国保（大規模保険者）

D国保（小～中規模保険者）



構造化した取組事例

被用者保険の事例

被用者保険の事例

国保（大規模保険者）の事例

国保（小～中規模保険者）の事例

(3) 特定健康診査等集合契約(B契約)における健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について

1 経緯

令和2年2月12日改正の「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第242号)において、「健康増進事業実施者が健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合において、当該委託契約の中で委託先である健康診査の実施機関が健康診査の結果を有している場合には、健康診査の受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図るよう努めること」とされた。

上記内容について令和3年8月10日付厚生労働省事務連絡(P.5～P.8参照)が発出され、特定健康診査等集合契約についても対応することが望ましい旨が示されていることから、令和4年度からの東京都特定健康診査等集合契約については、下記のとおり対応することとしたい。

2 対応方法

- ・令和4年度の新規契約締結時の契約書(代表保険者と地区医師会)の条文に記載する。
- ・国保の契約スキームを利用した特定健診等集合契約を提案するため、例年1月に提案書を含む「特定健診等集合契約説明資料」を代表保険者から地区医師会に送付しているが、当該書類に従来の確認項目に加えて、本件の経緯や記載条文を明記する。

—記載条文—

(本人からの請求に基づく情報開示)

第●条 第1条の規定に基づき甲の委託を受けて乙若しくは実施機関が実施した特定健康診査について、乙若しくは実施機関がその特定健康診査の結果に係るデータ(画像データ等の乙若しくは実施機関のみが保有するデータも含む。)を有している場合には、乙若しくは実施機関は、特定健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙若しくは実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

(存続条項)

第○条 本契約の有効期間後においても、第●条の規定は有効に存続するものとする。

事 務 連 絡
令和3年8月10日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局
歯 科 保 健 課
厚生労働省健康局
健 康 課
がん・疾病対策課
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労 働 衛 生 課
厚生労働省子ども家庭局
母 子 保 健 課
厚生労働省保険局
保 険 課
国民健康保険課
高齢者医療課
医療介護連携政策課

健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第242号)(※)が令和2年2月12日に改正され、健康増進事業実施者が健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合においては、当該委託契約の中で、委託先である健康診査の実施機関が健康診査の結果を有している場合には、健康診査の受診者本人の請求に基づき、健康診査の実施機関から直接開示を行うことが可能となることを明記する等必要な工夫を図るよう努めることとされたところです。

今般、健康診査の実施機関による受診者本人への結果の開示に関する委託契約の条項例等を別紙のとおりお示しするとともに、FAQ(別添)を作成しましたので、契約に当たり参考としていただきますようお願いいたします。

(※) 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78aa6160&dataType=0&pageNo=1

(別紙1) 本人からの請求に基づく情報開示に係る委託契約の条項の例

- ※1 健康増進事業実施者(甲)が、実施機関(乙)に健康診査の業務の全部又は一部について委託する場合を想定。
- ※2 なお、特定健康診査に関しては、別紙2を併せて確認されたい。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第○条 第●条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、乙がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、乙は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

(考慮要素)

実施機関から自身の健康診査の結果の提供を受けられることにより、自らの健診結果等情報を確認しやすくなり、生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を推進できる環境が整備される。実施機関から当該情報の提供を受ける場合として具体的には、受診者本人が過去の健康診査の結果を紛失してしまった際に、実施機関に健康診査の結果の開示を請求する場合等が想定される。

他方で、健康増進事業実施者の委託を受けて実施機関が実施した健康診査の結果に係るデータについては、特に定めのない限り、委託元である健康増進事業実施者の保有個人データ(※)となる。したがって、委託先である実施機関が本人からの開示請求に基づき当該データを開示するためには、健康増進事業実施者が実施機関に対し、自らの判断で当該個人データの開示等を行う権限を付与していることが必要であり、上記のような条項を委託契約の中に設けて明記することが望ましい。

なお、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第242号)の「第五 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項」の3に定めるとおり、健康増進事業実施者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人情報について安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならないことに留意されたい。

また、上記の情報開示請求に係る規定については、健康診査実施後の一定期間は本人からの請求があることが想定されることを踏まえ、必要に応じ健康診査の実施に係る業務委託契約とは別に契約期間等を定めることが望ましい。

※個人情報保護法(平成15年法律第57号)において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する「個人データ」をいう(ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの又は6か月以内に消去することとなるものを除く。)

(別紙2) 特定健康診査における本人からの請求に基づく情報開示に係る取扱いについて

特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る保険者と健診等実施機関との契約に関しては、被用者保険による各市町村における国保の実施機関との契約（集合契約B）について、厚生労働省HPにおいて「集合契約における標準的な契約書例」を示しているところ。（なお、被用者保険の集団と実施機関の全国団体との契約（集合契約A）においてもこれを準用することとしている。）

これらの契約書例を用いて契約を行っている場合は、本事務連絡の別紙1の考慮要素も踏まえ、契約書例内の、「この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。」の協議に関する条項に基づき、委託元と委託先の間で協議し、①委託先の実施機関が実施した特定健康診査について、実施機関がその結果に係るデータを有している場合には、受診者本人の請求に基づき、当該実施機関が本人に特定健康診査に関するデータを開示することが可能であること、②また、開示を行う場合の費用は、当該実施機関が受診者本人から徴収すること、を確認することが考えられる。

確認にあたっては、委託先の実施機関が、本人からの請求に基づき、直接特定健康診査に関するデータを開示することが可能であることを、委託元と委託先の間で明確にする観点から、厚生労働省HP（※）に示している覚書例を用いて覚書を締結することが望ましい。

（※）<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/d1/info03f-10.docx>

一方、集合契約B及びA以外の、その他の集合契約（市町村国保と地域医師会との契約を含む。）や、市町村国保等各保険者が実施機関と個別に契約する場合については、必ずしも「集合契約における標準的な契約書例」にとらわれる必要はなく、当事者間で自由に定められたい旨をこれまで周知しているところである。

これらの契約の場合は、本事務連絡の別紙1に基づいて、委託契約書に本人からの請求に基づく情報開示に関する事項を記載する対応や、本事務連絡の別紙1の考慮要素も踏まえ、別紙2の覚書例を参考に委託契約書とは別に覚書を締結すること等の対応が考えられる。

集合契約における、特定健康診査の受診者本人からの請求に基づく受診結果の情報開示に係る標準的な覚書の例(代表保険者と地域医師会との場合)

このひな型は、関係者間で、被用者保険による集合契約 B(各市町村における国保の実施機関との契約)において使用することとされているものであり(なお集合契約 A(被用者保険の集団と実施機関の全国団体との契約)においてもこれを準用)、その他の集合契約(市町村国保と地域医師会との契約を含む)や市町村国保等各保険者が実施機関と個別に契約する場合は、必ずしもこのひな型にとられる必要はなく、当事者間で自由に定められたい。

文書番号：●●●●●●●●

特定健康診査の受診者本人からの請求に基づく受診結果の情報開示についての覚書

●●●健康保険組合ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者(以下「甲」という。)と●●●社団法人●●●市(●●●県)医師会(以下「乙」という。)とは、●年●月●日付けで締結した●●●委託契約書(以下「契約書」とする。)について、以下のとおり覚書を締結する。

契約書に基づき甲の委託を受けて乙又は乙の会員の医療機関であって契約書別紙実施機関一覧表に記載された医療機関(以下「実施機関」という。)が実施した特定健康診査について、乙又は実施機関がその結果に係るデータ(画像データ等の乙又は実施機関のみが保有するデータも含む。)を有している場合には、乙又は実施機関は、受診者本人の請求に基づき、甲を経由せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

また、開示を行う場合の費用については、乙又は実施機関が受診者本人から徴収するものとする。

甲及び乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

●年●月●日

委託者(甲)

●●●健康保険組合ほか○保険者

契約代表者

●●●健康保険組合

(保険者番号 XXXXXXXX)

●●●県●●●市●●●1-1-1

理事長 ●●●●●

受託者(乙)

●●●社団法人●●●市(●●●県)医師会

●●●県●●●市●●●1-1-1

会長 ●●●●●